

第 六二〇〇〇一九四 号

認定証

大阪府茨木市西福井二丁目一三番一〇号

関西ビル管理株式会社

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

第三条各号に掲げる者のいずれにも
該当せず、警備業の要件を備えて
いることを認定する。

有効期間

平成三〇年五月二四日から
平成三五年五月二三日まで

大阪府公安委員会

